

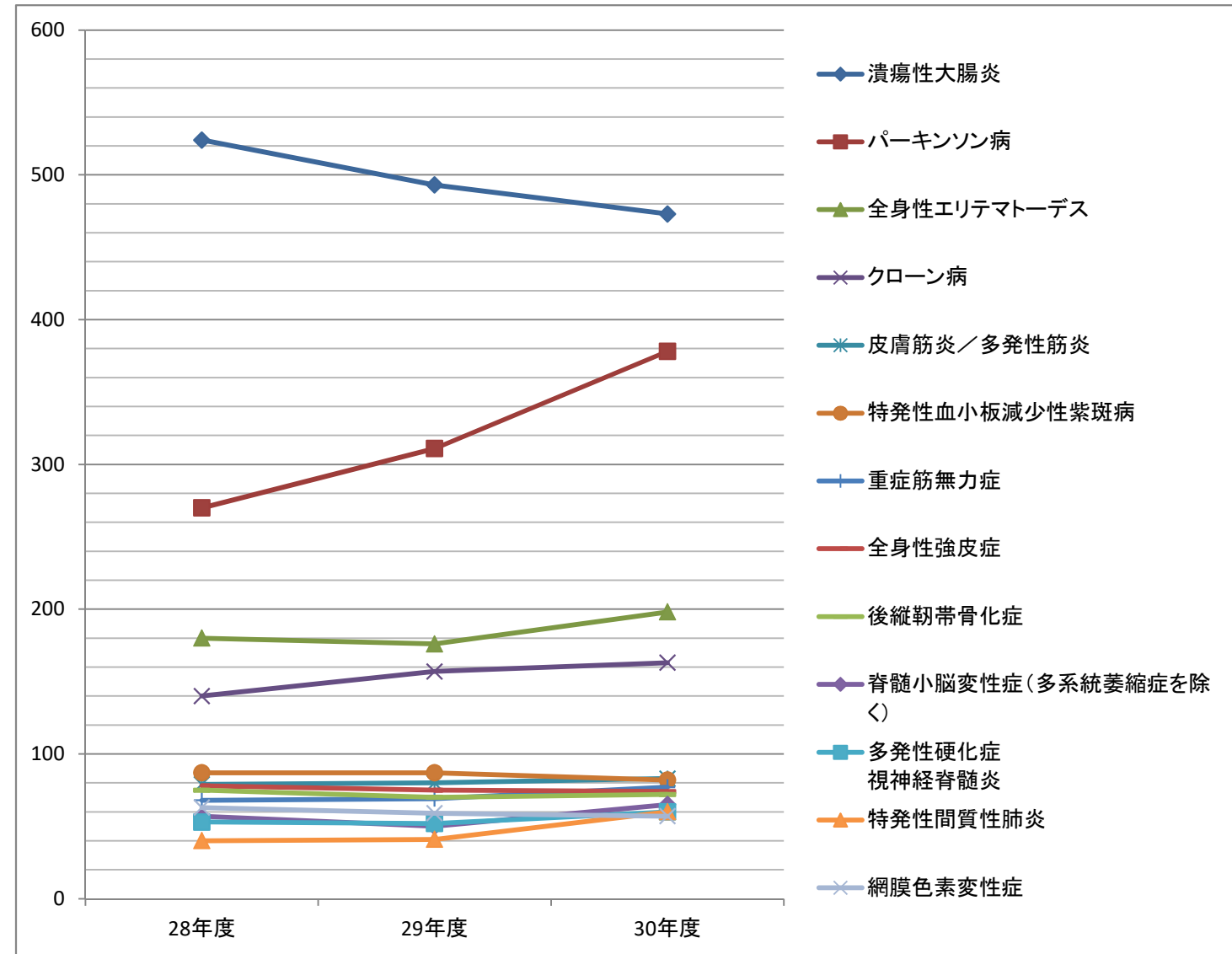
品川区における難病医療費助成制度の申請状況について

資料1

令和元年10月24日
品川区難病対策地域協議会

1 指定難病(国)(333疾病) ※内訳は30年度における申請件数50件以上の疾病を抜粋

疾病名	28年度	29年度	30年度
総数	2,704	2,753	2,973
潰瘍性大腸炎	524	493	473
パーキンソン病	270	311	378
全身性エリテマトーデス	180	176	198
クローン病	140	157	163
皮膚筋炎／多発性筋炎	79	80	83
特発性血小板減少性紫斑病	87	87	82
重症筋無力症	68	69	77
全身性強皮症	78	75	74
後縦靭帯骨化症	75	70	72
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	57	50	65
多発性硬化症 視神経脊髄炎	53	52	60
特発性間質性肺炎	40	41	60
網膜色素変性症	63	59	57



2 都単独疾病(8疾病+人工透析)

疾病名	28年度	29年度	30年度
総数	822	875	894
人工透析を必要とする腎不全	772	865	883

3 B型・C型ウイルス肝炎 ※国の肝炎治療特別促進事業実施要項に基づき都が実施しているもの

疾病名	28年度	29年度	30年度
総数	313	270	222

難病医療費助成制度について

1 概要

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、新たな難病医療費助成制度が始まった。制度開始時は、医療費助成の対象疾病（指定難病）として 110 疾病が指定されていたが、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加され、さらに、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病、平成 30 年 4 月 1 日に 6 疾病が追加（うち 5 疾病については既存の指定難病に統合）された。そして、令和元年 7 月 1 日に 2 疾病が追加され、指定難病は 333 疾病となった。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成の他に、都独自の難病医療費助成を行っており、現在は 8 疾病（都単独疾病）が医療費助成の対象となっている。

2 対象者

次の①および②の両方の要件を満たす者

①指定難病または都単独疾病にり患していること

②次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア その病状が、厚生労働大臣または知事が定める程度であること。

イ 上記アに該当しないが、高額な医療を継続することが必要であると認められること。

3 助成内容

認定を受けた疾病に対する医療および一部の介護サービスに関する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。

・医療費等の 3 割を自己負担している患者は、負担割合が 2 割となる（もともとの負担割合が 1 割または 2 割の者は変更なし）。

・所得状況に基づき、月ごとの自己負担額が設定され、同月内の医療等に係る費用（複数の医療機関、薬局等で受けたものを合算する。）について、当該上限額を超えた自己負担額が全額助成される。

階層区分	階層区分の基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着
生活保護	—	0 円	0 円	0 円
低所得Ⅰ	区市町村民税非課税かつ本人年収 80 万円以下	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得Ⅱ	区市町村民税非課税かつ本人年収 80 万円超	5,000 円	5,000 円	1,000 円
一般所得Ⅰ	区市町村民税 7.1 万円未満	10,000 円	10,000 円	1,000 円
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000 円	10,000 円	1,000 円
上位所得	区市町村民税 25.1 万円以上	30,000 円	20,000 円	1,000 円
入院時の食事療養標準負担額および入院時の生活療養標準負担額		全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、年病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額（10 割）が 5 万円を超える月が年 6 回以上ある場合